くよくある質問>

1. 入札参加資格について

Q1-1	現在、見附市の入札参加資格をもっていませんが、利用者登録番号交付申請書を提出し たら、入札参加資格を取得することができますか。
A1-1	利用者登録番号の交付申請の前に入札参加資格を取得する必要があります。入札参加資格を取得してから利用者登録番号交付申請書を提出してください。なお、利用者登録番号の通知は紛失しないよう、厳重に保管してください。

2. ICカードについて

Q2-1	新潟県や新潟市等と違うICカードを準備する必要がありますか。
A2-1	基本的には同じICカードで見附市の電子入札システムが利用できます。ただし、電子入札に参加できるICカードの名義人の考え方については各発注機関で異なる場合がありますのでご注意ください。
Q2-2	経常JV又は特定JVで入札に参加する場合は、単体とは別にICカードを購入しなければい けませんか。
A2-2	いいえ、企業体の代表構成員のICカードを利用して参加できます。また、事前にJVとしてのICカードの利用者登録作業も不要です。ただし、各構成員から代表構成員に対する委任状が必要です。
Q2-3	工事業者ですが、建設コンサルタント等業務の入札参加資格も持っています。この場合、建設コンサルタント等業務の電子入札を行うためには、工事とは別のICカードが必要ですか。
A2-3	工事と建設コンサルタント等業務では名簿が異なるため、工事とは別のICカード、別の利用者登録番号により委託業務の利用者登録を行っていただく必要があります。
Q2-4	本店の代表取締役のICカードで電子入札をして落札した場合、契約書の相手先を営業所 長名にできますか。
A2-4	本店の代表取締役から委任を受け、入札参加資格者名簿に記載されていて、契約締結権 限のある営業所長であれば、契約の相手方となることが可能です。
Q2-5	当社は、A支店を見附市入札参加資格者名簿に登録しています。このような場合、必ずA支 店長名のICカードを準備する必要がありますか。
A2-5	代表取締役名義のカードでもA支店長名義のカードでも入札できますので、必ずしもA支店 長のカードを準備しなくても結構です。(ただし、A支店長が当該案件の入札権限があること が前提です。)
Q2-6	ICカードの名義人(代表取締役等)が交替しました。引き続き現在使用しているICカードを使って入札することができますか。
A2-6	旧名義人のICカードを使って入札書の提出はできません。必ず、新代表者が名義人となっているICカードを使用して入札を行ってください。ICカード購入手続き中等の場合は、紙入札で対応することとなります。また、入札手続き中に新しい名義人のICカードにへ変更する場合、変更の時期によっては開札が適正に実行されないおそれがありますので、事前にお問い合わせください。
Q2-7	現在参加申請をしている入札案件について、期間中にICカードの有効期限が切れてしまいます。いつ新しいICカードへの更新を行えばよいでしょうか。
A2-7	入札書の提出時に用いたICカードの有効期限が、開札までの間に終了してしまった場合、開札が適正に実行されないおそれがありますので、入札書の提出までに更新を実施してください。更新が間に合わない場合は紙入札で対応していただきます。

3. 利用者登録番号について

Q3-1	利用者登録番号の申請者は、代表取締役でなければだめですか。
A3-1	原則として各社に1つだけ利用者登録番号を交付しますので、社を代表する方からの申請 をお願いします。委任を受けた営業所長名義での申請に対しては発行しません。
Q3-2	利用者登録番号が分からないので教えてください。
A3-2	各社専用の認証番号ですので、電話等による口頭でのお答えはできません。利用者登録番号は、見附市から交付された「見附市電子入札システム利用者登録番号等について(通知)」に記載されておりますので、同通知書にて確認してください。また、同通知を紛失し、利用者登録番号が不明である場合は、利用者登録番号交付申請書により再度申請することで再交付が可能です。

Q3-3	申請をしましたが、利用者登録番号が交付されるのはいつですか。
A3-3	申請書が市役所に到着してからおおむね1~2週間で通知します。なお、主たる営業所(本社、本店等)あてに郵送しますので、ご注意願います。
Q3-4	変更届を提出しましたが、いつ通知が届きますか。
A3-4	変更届に対して、市からは特に通知等はありません。提出されましたら、電子入札システムで適宜、必要な操作をしてください。なお、ICカードの枚数を増やした場合等に新規登録をしますが、利用者登録番号は最初に通知されたものを使用します。

4. 利用者登録について

Q4-1	新潟県の電子入札システムで既に利用者登録を済ませていますが、見附市の利用者登録 を別途行う必要がありますか。
A4-1	見附市の電子入札システムは新潟県との共同利用を行っていますが、見附市の利用者登 録を別途行う必要があります。
Q4-2	利用者登録画面で「代表窓口」と「ICカード利用部署」がありますがこの違いを教えてください。
A4-2	「代表窓口」は、見附市が行う電子入札業務に関する、社としての代表窓口です。「ICカード利用部署」は、そのICカードで行う電子入札案件に関する連絡先です。「代表窓口」は社として最初にICカードを利用者登録する時に入力します。2枚目以降のICカードを登録するときには、最初に入力した時のデータが自動表示されます。(なお、代表窓口もICカード利用部署も、後で「変更」処理により内容を変更することが可能です。) 一般競争入札については、競争参加資格確認申請書を提出した時に使用していたICカードが、その後の入札手続きを行うICカードとして特定されます。お知らせメールの宛先も、使用していたICカードの「ICカード利用部署」の連絡先メールアドレスです。従いまして、ICカードの有効期限、ICカードの管理者等の事情を考慮して、競争参加資格確認申請書を提出する時にICカードを適切に選択する必要があります。指名競争入札については、指名通知時点では指名された業者がどのICカードを使用して入札するのか市側では知ることができないため、指名通知のお知らせメールは、とりあえず「代表窓口」のメールアドレスに送信します。その後、受領確認書の提出時に使用していたICカードが入札手続きに使用するICカードとして特定され、次からお知らせメールはそのICカードの「ICカード利用部署」のメールアドレスに送信されます。(受領確認書提出前に、お知らせメールの内容を受けて電子入札システムで案件検索、指名通知書の内容確認をしても、ICカードは特定されません。)
Q4-3	登録したICカードの名義人に変更があった場合や登録したICカードの有効期限が到来し、 更新のためのICカードが届いた場合、電子入札システム上、必要な操作はありますか。
A4-3	原則として、利用者登録メニューからICカードの更新を行ってください。変更前のICカードが 失効した等の理由により更新ができない場合は、新規に登録してください。 なお、電子入札システムに最初に登録したICカードを更新しないまま失効した場合、失効したICカードで行った入札情報は失われます。また、利用者登録の際に登録した代表窓口情報が変更できなくなりますので、ご注意ください。

5. 運用、手続きについて

Q5-1	制限付一般競争入札で競争入札参加資格確認申請書を提出する際、添付資料が必要とのことですが、何を添付したらよいですか。
A5-1	従来の紙入札による制限付一般競争入札では、入札参加申請書に配置予定技術者等を 記載いただいておりましたが、電子入札案件については、競争入札参加資格確認申請書の 提出の際に、別に定める「配置予定技術者等確認書」を案件ごとに添付資料として提出して ください。また、業務委託においては、「配置予定技術者等確認書」のほか、入札公告で技 術者の資格証の写しの添付を求めた場合は、併せて提出していただくこととなります。な お、入札公告でその他資料等の添付を求めた場合は、必要な資料を添付してください。
Q5-2	入札書に「くじ番号」を入れるのはなぜですか。
A5-2	入札額が同額の場合、来庁してくじ引きを行うのは合理的でないため、入札書入力時に任 意の3桁のくじ番号を入力していただきます。くじ番号と時刻に関する数値を基に所定数式 によりコンピュータで落札者が決定します。

Q5-3	入札書等に添付できるファイルの容量の上限はどのくらいですか。
A5-3	上限は、3メガバイトです。圧縮しても3メガバイトを超えてしまう場合は、書面により添付資料を作成し、入札公告等に定めるところにより電子入札システム上の参加資格確認申請書等の受付締切日時と同一の日時までに到達するよう、持参又は郵送してください。
Q5-4	電子入札案件について、紙入札は認められますか。
A5-4	原則としては認められません。認められる要件・手続きについては、「見附市電子入札運用 基準」をお読みください。
Q5-5	入札書受付締切直前に会社のコンピュータが壊れた場合はどうなりますか。
A5-5	電子入札案件では、入札書の受付期間に複数日の余裕を持たせます。締切直前になってあわてないよう、余裕を持って入札してください。 なお、万が一このような事態になった場合は入札書受付締切時間よりも前に総務課管財係に相談してください。(受付締切後はいかなる理由があっても入札書を受理することはできません。